

## 東急不動産アルムナイネットワーク規約

本会員規約（以下「本規約」という）は、東急不動産株式会社（以下「TLC」という）が運営する東急不動産アルムナイネットワーク（以下「本会」という）と会員の関係に適用され、会員の入退会及び会員へのサービス提供等、本会の運営と会員活動の基本事項を定める。

### （目的）

第1条 本会は、会員の親睦と交流を促進すると共に、各種情報の交換を通して会員各員の事業繁栄に資すること、また、会員とTLCが互惠互助の関係を基礎として共に活躍・発展することを目的とする。

### （活動内容）

第2条 会員向け行事の開催、情報発信、その他前条に定める目的達成のために実施する活動とする。

### （事務局）

第3条 TLCプロジェクト共創部および人事部が事務局を担う。

### （会員条件）

第4条 本会の会員は原則、TLCに正社員として在籍した事実がある者とする。但し、入会にあたっては事務局の承認を要する。

### （入会）

第5条 本会への入会の希望する場合は、所定の入会申込フォーム（電磁的方法を含む）から本会へ申し込むものとする。

2 前項の申込みがあったときは、本会は、本項および次項の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。入会の承認・不承認は、事務局が行う。

3 本会は、入会の申込みがあったとき、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) TLCにおける在籍事実の確認ができない場合
- (2) 懲戒免職により当社を退職していた場合
- (3) 本会の目的に賛同していないと本会が判断した場合
- (4) 過去に第10条に基づき会員資格の停止・取消を受けたことがある場合
- (5) 入会の申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (6) 第10条に定める反社会的勢力に該当すると本会が判断した場合
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、本会が入会を適当でないと判断した場合

4 入会日は前項の通知を行なった日とする。

### （会費）

第6条 年間費は無料、開催される懇親会・交流会等のイベントについては、会員に対し事前で通知の上で参加費用を徴収する場合がある。

(変更手続き)

第7条 会員は、氏名、住所、連絡先等、入会申込内容に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとする。当該手続をしなかったことにより、不利益を被った場合であっても、本会はその責任を一切負わない。

(退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、所定の方法により、退会することができる。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(禁止行為)

第9条 会員は、故意又は過失の有無にかかわらず、自ら又は第三者を利用して、以下各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 宣伝活動や営業活動に本会の名称を利用する行為および TLC に対して不利益若しくは損害を与える行為
- (2) 本会若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 本会若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 第三者の人権を侵害する行為若しくは公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 詐欺・脅迫など犯罪実行の手段や、犯罪の教唆・扇動のために提供サービスを利用するなど、犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 本会のサーバに極度の負荷をかけるような態様で提供サービスを使用するなど、本会の運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 本会若しくは提供サービスの信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為
- (8) 本会に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (9) 提供サービスを通じて若しくは提供サービスに関連してコンピュータウィルス等、有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそのおそれのある行為
- (10) 法令に違反する行為
- (11) 会員に対して発行されたユーザーID 及びパスワードを、会員以外の第三者に付与して提供サービスを利用させる行為
- (12) 本会が作成し、発行・掲載する全ての資料・データ等及び提供サービスのコンテンツ等の一部又は全部を複製、編集、公開、放送、公衆送信、送信可能化、出版、頒布、譲渡、販売、再販、貸与、翻訳、翻案、使用許諾、転載又は再利用する行為
- (13) 他の会員に対する宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (14) 他の会員の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を、不正に収集、開示又は提供する行為
- (15) 本会から発信される情報の私的使用など法律によって認められる範囲を超えて、無断で使用する行為
- (16) 本条第1号から第15号のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- (17) その他、本会が不相当と判断する行為

(会員資格停止・除名)

第10条 本会は、会員が次の各号に該当するときは、当該会員に対し何らの催告なく、当該会員の資格を停止又は取消することがある。

- (1) 前条の規定に違反した場合
- (2) 本規約の重大な違反又は背信的な行為があった場合
- (3) 本会が、反社会的勢力あるいは反社会的勢力と密接な関係があると判断した場合
- (4) その他、本会が会員として不相当と判断した場合

(秘密保持)

第 11 条 会員は、提供サービスに関連して本会が会員に対して開示した非公知の情報について、本会の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 12 条 本会は、会員が本会に提出した個人情報を適切に管理し、必要な保護措置を講じた上で本条に定めるとおり取り扱う。なお、個人情報の種類は各会員が本会に提供した一切の情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、入社年次、退職日、現所属会社、現業務内容等）とする。

2 本会は、会員の個人情報を、次の利用目的のために取得する。

- (1) 会員向けサービスの維持・運営
- (2) 配送、電子メール等の手段によって、本会及び TLC の各種情報・サービス等の告知、広告又は提供
- (3) 会員向けサービスの開発・充実に目的としたマーケティング活動

3 本会は、次の場合に会員の個人情報を第三者に提供することがある。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合
- (5) 会員向けサービスの提供に係る業務を本会が第三者に委託する場合

(損害賠償)

第 13 条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって本会又は TLC が損害を受けた場合、当該会員は、本会が受けた損害を本会に賠償する。

(免責)

第 14 条 本会は、提供サービスの利用により発生した会員の損害等に対し、本会又は TLC の故意または過失による場合を除き、損害賠償責任その他一切の責任を負わない。提供サービスの内容の変更又は提供サービスの提供の終了により、会員や第三者が被った損害についても同様とする。

2 会員が本会を利用したこと、又は何らかの原因によりこれを利用できなかったことにより生じる一切の損害及び第三者によるデータの書き込み、不正なアクセス、発言、メールの送信等に関して生じる一切の損害について、本会及び TLC は、本会及び TLC に故意または過失がある場合を除き、何らの責任も負わない。

- 3 本会サイトからリンクを貼っている第三者のウェブサイト（以下「リンクサイト」という）の内容及びリンクサイトの利用により生じる一切の損害について、本会及びTLCはいかなる責任も負わない。

（本規約の変更）

第15条 本会は、本規約を変更できるものとする。本規約を変更する場合には、本会所定の方法により会員にその旨を告知または通知し、当該変更内容の通知後、会員がサービスを利用した場合または本会の定める期間（定めがない場合、告知の日から1週間）内に退会手続をとらなかった場合には、会員は、本規約の変更に同意したものとみなす。

（本規約に定めのない事項）

第16条 本規約に定めのない事項又は定めのある事項について疑義のある場合には、事務局の決するところによる。

（準拠法）

第17条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

（管轄裁判所）

第18条 本規約又は提供サービスに関わる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 1 本規約は2023年4月1日より施行する。
- 2 本規約の改廃は「規程管理規程」の定めるところによる。
- 3 本規約の所管部署は人事部とする。

以 上